

令和3年度 白老町会計年度任用職員募集要領

1. 公募期間

- ・令和3年9月6日（月）～9月9日（木）【当日消印有効】

2. 採用予定

- ・1職種 1名

3. 職務内容

- ・【別紙1】白老町会計年度任用職員公募一覧（以下「公募一覧」という。）又は【別紙2】白老町会計年度任用職員求人票（以下「求人票」という。）を参照してください。

4. 受験資格

- ・年齢不問
- ・地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当しない方
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②白老町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③日本国憲法施行の日の以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・その他受験資格は公募一覧又は求人票を参照してください。

5. 勤務条件

(1) 任用期間	令和3年9月10日から令和3年10月31日の間（公募一覧又は求人票参照） ※人事評価、勤務成績が良好な場合は、公募によらない再度の任用を行うことがあります。
(2) 勤務日	公募一覧又は求人票参照
(3) 休日	公募一覧又は求人票参照
(4) 勤務時間	公募一覧又は求人票参照
(5) 勤務場所	白老町内各公共施設など（公募一覧又は求人票参照）
(6) 給料	公募一覧又は求人票参照
(7) 諸手当	給与条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末手当等が支給されます。
(8) 休暇	任用期間、勤務形態に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他（忌引休暇、病気休暇、夏季休暇等）
(9) 社会保険	勤務条件により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
(10) 公務災害	非常勤公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれか（勤務する所

	属で異なります。)が適用されます。 (勤務形態によっては、連続する通算任期が1年を超えた場合、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。)
(11) 服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。(サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限)
(12) 給与支給日	月額制：当月払い21日支払 日額・時給制：当月締め翌月15日支払

6. 申込方法

- ・「白老町会計年度任用職員応募申込書」及び「履歴書」に必要事項を記載し、写真貼付の上、下記まで提出してください。

※様式の入手方法・・・白老町ホームページからダウンロードするか、下記に連絡いただければ、郵便にて送付致します。

7. 申込締め切り

- ・令和3年9月9日(木)

※持参の場合は17時15分まで、郵便の場合は当日消印有効

- ・応募者が多数の場合には、締め切りを待たずに募集を締め切る職種もありますので、お早めにお申し込みください。

8. 選考方法

- ・書類選考ならびに面接試験により選考致します。
- ・公募締め切り後に書類選考を実施し、担当課より書類選考の結果及び面接試験の実施について御連絡させていただきます。

【申込み・資料請求・問い合わせ先】

〒059-0995 白老郡白老町大町1丁目1番1号

白老町役場総務課人事秘書グループ

電 話 0144-82-4277 (課直通)

F A X 0144-82-4391

e-mail jinji@town.shiraoi.hokkaido.jp